

HASTOS利用規約

第 1 章 総則

(利用規約の適用)

第 1 条 一般社団法人 日本医学健康管理推進機構（以下「当機構」）は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第 2 条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)本サービス 利用規約に基づき当機構がクラウドサービス・プロバイダとして契約者に提供する別紙A 所定のHASTOSサービス

(2)契約者 利用規約に基づく利用契約を当機構と締結し、本サービスの提供を受ける者

(3)利用契約 利用規約に基づき当機構と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

(4) 利用契約等 利用契約及び利用規約

(5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(6)本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当機構が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(7)本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当機構が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

(8) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(9) ユーザ ID 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(10) パスワード ユーザ ID と組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(11) 最短利用期間 当該期間内に契約者が利用契約を解約する場合、第13条 第2項に従い、当該期間の満了日までの利用料金等の支払義務を負う期間

(通知)

第 3 条 当機構から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当機構のホームページに掲載するなど、当機構が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当機構から契約者への通知を電子メールの送信又は当機構のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当機構は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当機構は、前項の変更を行う場合は、1ヶ月の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当機構の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当機構の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当機構所定の利用申込書（電磁的方式を含む。以下同じ。）を当機構に提出し、当機構がこれに対し当機構所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当機構は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 当機構は、前項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) 本サービスの提供が技術的に困難であるとき

(5) その他、当機構が不適当と判断したとき

(変更通知)

第 10 条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当機構所定の方法により変更予定日の 10 日前までに当機構に通知するものとします。

2. 当機構は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第 11 条 当機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 当機構が利用する通信回線、又は電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合
 - (4) その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当機構は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
 3. 当機構は、契約者が第 15 条（当機構からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 4. 当機構は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第 12 条 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当機構所定の方法により期間満了 2 ヶ月前までに契約者又は当機構から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 当機構は、本サービスの利用期間満了の 2 ヶ月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(最短利用期間)

第 13 条 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から当該日が属する年度の末日たる3月末日までとします。

2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第 14 条（契約者か

らの利用契約の解約等)に従うことに加え、当機構が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当機構に支払うものとします。

(契約者からの利用契約の解約等)

第 14 条 契約者は、解約希望日の2ヶ月前までに当機構が定める方法により当機構に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が2ヶ月未満の場合、解約希望通知が当機構に到達した日より2ヶ月後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当機構に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(当機構からの利用契約の解約)

第 15 条 当機構は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書その他通知内容等に虚偽記入又は契約締結の判断に影響を及ぼす事項に関する記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当機構がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当機構が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第 16 条 当機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の3ヶ月前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当機構は、既に支払われて

いる利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

(契約終了後の処理)

第 17 条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当機構から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当機構に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。なお、返還及び消去に要する費用は契約者の負担とします

2. 当機構は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当機構の責任で消去するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 18 条 契約者及び当機構は、自らが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 契約者及び当機構は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3. 契約者及び当機構は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

第 3 章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第 19 条 当機構が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第 37 条（免責）第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当機構に起因しない不具合が生じる場合があること

(2) 当機構に起因しない本サービスの不具合については、当機構は一切その責を免れること

3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

(1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

(2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
5. 当機構は、本サービスの種類と内容を随時変更することがあります。この場合、第 4 条（利用規約の変更）に従った手続を行います。ただし、本サービスの全部又は一部の廃止については、第 16 条（本サービスの廃止）の定めによります。
6. 当機構は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）を侵害しないことを保証するものではありません。なお、当機構は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権を侵害することを知ったときは、当機構の裁量において、本サービスの提供及び利用が将来第三者の知的財産権を侵害しないようにするための措置を講じるものとします。この場合、当機構は、必要に応じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部を廃止することがあります。

（本サービスの提供区域）

第 20 条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

（再委託）

- 第 21 条 当機構は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務を当機構の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当機構は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 34 条（秘密情報の取扱い）及び第 35 条（個人情報情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当機構の義務と同等の義務を負わせるものとします。
2. 当機構は当機構の代理として契約及び契約者に対する本サービスを提供する再委託先（以下「代理提供者」といいます。）を指定し、サービスを提供するものとします。

第 4 章 利用料金

（本サービスの利用料金、算定方法等）

第 22 条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別途、料金表に定めるとおりとします。

（利用料金の支払義務）

- 第 23 条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当機構は、第11条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第11条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたとき

であっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、当機構の責めに帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が72時間以上となる場合は、この限りではありません。

(利用料金の支払方法)

第 24 条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当機構または代理提供者が定める方法で支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(遅延利息)

第 25 条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 3. 0 % の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当機構または代理提供者が指定する期日までに当機構または代理提供者の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 5 章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第 26 条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当機構はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、その故意又は過失により当機構に損害を与えた場合、当機構に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

第 27 条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条（利用契約の締結等）所定の利用申込書に記載して当機構へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当機構との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当機構に対し、速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第 28 条 契約者は、自己の費用と責任において、当機構が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法第 2 条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします。）の確保を含みます。）を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者の電気通信サービスを利用する等して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当機構は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当機構は、当機構が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

（ユーザID 及びパスワード）

第 29 条 契約者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザ ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当機構は一切の責任を負わないものとします。

2. 第三者が契約者のユーザ ID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当機構が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当機構の故意又は過失によりユーザ ID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

（バックアップ）

第 30 条 契約者は、本サービスにおいて提供又は伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、契約者と当機構間の別段の契約に基づき当機構がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当機構はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

（禁止事項）

第 31 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当機構若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為

- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当機構若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当機構に通知するものとします。
3. 当機構は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当機構は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第 6 章 当機構の義務等

（善管注意義務）

第 32 条 当機構は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

（本サービス用設備等の障害等）

第 33 条 当機構は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

- 2. 当機構は、当機構の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
- 3. 当機構は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当機構が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4. 前各項に定めるほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当機構はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したう

えてそれを実施するものとします。

第 7 章 秘密情報等の取扱い

(秘密情報の取扱い)

第 34 条 契約者及び当機構は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、別紙Aにおいて定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当機構は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当機構は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当機構は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6. 前各項の規定に関わらず、当機構が必要と認めた場合には、第 21 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当機構は再委託先に対して、本条に基づき当機構が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 5 項に基づき、相手方の承諾を得て資料等を複製、改変したものを含みます。）を相手方に返

還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去するものとします。

8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 35 条 契約者及び当機構は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、前条（秘密情報の取扱い）第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 8 章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第 36 条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当機構が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当機構の責めに帰すべき事由により又は当機構が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当機構に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第 33 条（本サービス用設備等の障害等）第 4 項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当機構の責めに帰することができない事由から生じた損害、当機構の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当機構は賠償責任を負わないものとします。

(1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）

(2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が 1 ヶ月以上ではあるが 12 ヶ月に満たない場合には、当該期間（1 月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）

(3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1 日分）に 30 を乗じた額

(免責)

第 37 条 本サービス又は利用契約等に関して当機構が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。なお、当機構は、以下各号のいずれかの事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等の不可抗力

- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等本サービス用設備等の性能に起因する損害
 - (4) 当機構が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当機構が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当機構の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及びその業務の監督について相当の注意をしても損害が回避できない場合など当機構に責めに帰することができない場合
 - (11) その他、当機構の責めに帰することができない事由
2. 当機構は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

（サービスレベル）

- 第 38 条 当機構は、努力目標として別途当機構が契約者に提示する「サービスレベル指標」（以下「サービスレベル指標」といいます。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
2. 当機構は、サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、当機構指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
3. サービスレベル指標は、本サービスのうちサービスレベル指標の対象としたサービス品目（以下「対象サービス品目」という。）に関する当機構の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当機構は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
4. サービスレベル指標は、対象サービス品目以外のサービス及び第 37 条第 1 項各号に該当する場合には適用されません。

別紙A サービスの種類及び内容

1. 本サービスの種類及び機能

本サービスの種類及び主な機能は以下の通りとします。

(1) 健診機関向けサービス

① 健診機関会員ログイン・ログアウト機能

発行された健診機関会員IDでサービスにログイン・ログアウトする

② データ変換テーブル登録機能

別途作成したデータ変換テーブル(マップファイル)を登録する

③ 健診結果オリジナルファイルアップロード機能

送信先の健診実施主体を指定して健診結果オリジナルファイルをアップロードする

④ データ変換機能

健診標準フォーマットにデータを変換する

⑤ データ格納機能

変換済ファイル及びエラーログファイル、処理ログファイル一式を送信先フォルダーに格納する

⑥ 変換済ファイルダウンロード機能

送信先に自己を指定した場合、所定のフォルダーから変換済ファイル等一式をダウンロードする

なお、データ変換に要する時間は、データレコード数にもよりますが、数分から最大1時間程度要します。

(2) 健診実施主体向けサービス

① 健診実施主体会員ログイン・ログアウト機能

発行された健診実施主体会員IDでサービスにログイン・ログアウトする

② 変換済ファイルダウンロード機能

所定のフォルダーから変換済ファイル等一式をダウンロードすることにより、変換済ファイルを受領する。その後、「終了」処理を行うことで、一連の処理を終了する。

なお、(1)、(2)の共通機能として、アップロードされた健診結果オリジナルファイル、変換済ファイルを適切に保管します。なお、これらのファイルは健診実施主体が変換済ファイル等一式をダウンロード後に「終了」処理を行うことにより、サーバーから削除されます。

2. サービス対象の範囲外

以下の内容についてはサービス対象の範囲外となります。

(1) データのバックアップ

変換前、変換済のいずれのファイルについても、データのバックアップは行いません。

送信者、受信者にてファイルのバックアップを行うことを前提とします。

なお、アクセスログ、操作ログ（ファイルのアップロード、変換、ダウンロード）について

はシステムログとして保存し、問い合わせ対応等に利用します。

(2) データ変換エラーの原因解析、対応

データ変換時にエラーが発生した場合は、エラーログファイル、処理ログファイル内に出力します。

送信者にてログファイルをもとに、エラー原因の解析を行い、対応を行います。

(3) PC 関連（各利用者が利用するPC に関するQ&A、問題解決などのサービス）

各機能が使用できない場合、その原因の切り分けを行うためにPC 関連の調査をする場合がありますが、当該機能に起因せず、個別のPC に依存する問題の場合、本サービスの対象外となります。

3. 本サービス利用可能時間

月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）、9 時から 17 時まで
なお、上記外の日時間帯でもシステムの利用は可能ですが、問い合わせ対応業務は休止しています。

サービス利用可能時間帯以外の時間では、予告なく、サービスメンテナンスのためにサービスを休止している場合もありますので、予め、ご了承ください。できるだけサービス利用可能時間帯でのご利用をお願いします。

4. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

(1) 動作環境

- ・ オペレーティングシステム：Microsoft Windows 10 または 11
なお、windows10のサポート終了後は速やかにwindows11に移行すること。
- ・ インターネットブラウザ：Microsoft Edge または Google Chrome
- ・ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 システム運用編（以下、医療情報ガイドラインという。）」の「8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置」に定める措置を講ずること。

(2) 電気通信回線

- ・ 有線LANの利用を推奨。無線LANを使用する場合、「医療情報ガイドライン」の「13. ネットワークに関する安全管理措置」に定める措置を講ずること。

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版は以下をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

5. セキュリティ

当機構は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

(1) 電気通信回線、認証・認可等

- ・ 「医療情報ガイドライン」の「13. ネットワークに関する安全管理措置」に定める措置を講ずる。
- ・ 「医療情報ガイドライン」の「14. 認証・認可に関する安全管理措置」に定める措置を講ずる。
- ・ IDとパスワードによる利用者認証とクライアント証明書を利用したTLSクライアント認証の二要素認証を採用し、指定された者以外の者の入室が制限される区画の中に端末を設置する。また、契約者においても同様の措置を求める。

(2) サーバ環境並びにデータセンタ

- ・ サーバ環境は、「医療情報ガイドライン」の「8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置」に定める措置を講ずる。
- ・ データセンタは、「医療情報ガイドライン」の「12. 物理的安全管理措置」に定める措置を講ずる。

6. 秘密情報

当機構は、第 34 条（秘密情報の取扱い）第 2 項の定めに基づき、以下の情報を秘密情報として取り扱うものとします。

- ・ 健康診断結果

7. 入力データの取扱い

契約者は、本サービスに入力するデータ（以下「入力データ」という。）について、以下の取扱いに同意するものとします。

(1) 入力データの権利帰属

入力データは契約者自らが管理するものとし、当機構は本規約に基づき契約者から許諾された範囲を除き、当該入力データに関する権利を取得しないものとする。

(2) バックアップ

当機構は、サーバ故障または停止時の復旧に備え、契約者の承諾なく入力データを任意にバックアップすることができるものとする。

(3) データ削除

当機構は、当機構の定める保管期間の経過後に入力データを削除するものとし、削除または保管に関し契約者または第三者に損害が生じた場合であっても、当機構は一切の責任を負わないものとする。

(4) アクセス制限

当機構は、以下に定める場合を除き、入力データにアクセスしないものとする。

- ・ サービスシステムの安全な運営のため必要な場合
- ・ 本サービスまたはシステム上の問題を防止するため必要な場合
- ・ 契約者からの要請に基づき、サポート上の問題を解決するため必要な場合

(5) データ開示

当機構は、契約者の承諾なく入力データを第三者に開示しないものとする。ただし、法

令に基づく要請（捜査関係事項照会書による要請を含む。）その他法令上必要な場合は、この限りでない。

(6) 個人情報の取扱い

当機構は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に従い、入力データを適正に取り扱うものとする。

HASTOSサービス利用申込書（健診機関）

申込年月日 ____年 ____月 ____日

（申込先）
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構
HASTOS事務局 宛

（申込者）
住 所 〒 _____

法人名 _____

代表者 _____

「HASTOSサービス利用規約」に同意し、以下のサービスの利用申込をいたします。

1. 利用サービス及び利用料金

利用するサービスの○記入欄に○をつけ、健診機関番号（10桁）、想定年間変換人数をご記入下さい。また、別紙に主な送信先健診実施主体を記載してください。

○ 記入欄	利用するサービス	健診機関番号（10桁）	想定 年間変換人数
	HASTOS健診機関向けサービス		

2. 利用期間

利用開始希望日 ____年 ____月 ____日 ～ 翌 3月 31日

以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。

3. ご連絡先

- (1) 部署 _____
- (2) 利用責任者名 _____ (e-mail : _____)
- (3) 担当者名 _____ (e-mail : _____)
- (4) 直通または携帯電話 _____ 連絡の取れる電話番号をご記入下さい

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 HASTOS事務局

e-mail : jimukyoku@hastos.jp

ホームページ : <https://hastos.jp>

<本申込書の提出方法>

本申込書に記入の上、HASTOS事務局e-mail宛に添付送付願います。押印は不要です。

別紙

年間の送信件数予定が100件以上の送信先健診実施主体を記載してください。

HASTOSサービス利用・健診標準フォーマット使用申込書 (健診実施主体・代行機関)

申込年月日 _____年 _____月 _____日

(申込先) (申込者)
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 住 所 〒 _____
HASTOS事務局 宛

法人名 _____

代表者 _____

「HASTOSサービス利用規約」に同意し、以下のサービスの利用申込をいたします。

1. 利用サービス及び利用料金

利用するサービスの○記入欄に○をつけ、法人番号（13桁）、想定年間受領人数をご記入下さい。また、別紙に主な送信先健診実施主体を記載してください。

○ 記入欄	利用するサービス	法人番号（13桁）	想定 年間受領人数
	HASTOS実施主体向けサービス 及び健診標準フォーマット使用		
	健診標準フォーマット使用のみ		

2. 利用期間

利用開始希望日 _____年 _____月 _____日 ～ 翌 3月 31日

以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。

3. ご連絡先

- (1) 部署 _____
- (2) 利用責任者名 _____ (e-mail : _____)
- (3) 担当者名 _____ (e-mail : _____)
- (4) 直通または携帯電話 _____ 連絡の取れる電話番号をご記入下さい

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 HASTOS事務局

e-mail : jimukyoku@hastos.jpホームページ : <https://hastos.jp>

<本申込書の提出方法>

本申込書に記入の上、HASTOS事務局e-mail宛に添付送付願います。押印は不要です。

別紙

年間の受信件数予定が100件以上の送信元健診機関を記載してください。

HASTOSサービス利用申込書（健診機関）

申込年月日 YYYY 年 MM 月 DD

（申込先）
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構
HASTOS事務局 宛

（申込者）
住 所 〒XXXX-XXXX
ここに住所を記入して下さい
ここに住所（続き）を記入して下さい
法人名 ここに組織名を記入して下さい
ここに組織名（続き）を記入して下さい
代表者 ここに代表者名を記入して下さい

「HASTOSサービス利用規約」に同意し、以下のサービスの利用申込をいたします。

1. 利用サービス及び利用料金

利用するサービスの○記入欄に○をつけ、健診機関番号（10桁）、想定年間変換人数をご記入下さい。また、別紙に主な送信先健診実施主体を記載してください。

○ 記入欄	利用するサービス	健診機関番号（10桁）	想定 年間変換人数
○を記入して 下さい	HASTOS健診機関向けサービス	健診機関番号を記入して 下さい	人数を記入して下 さい

2. 利用期間

利用開始希望日 YYYY 年 MM 月 DD 日 ～ 翌 3月 31日

以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。

3. ご連絡先

- (1) 部署 ここに部署名を記入して下さい
(2) 利用責任者名 利用責任者名を記入（e-mail：XXXXX@example.com）
(3) 担当者名 担当者名を記入（e-mail：YYYYY@example.com）
(4) 直通または携帯電話 XXX-XXXX-XXXX 連絡の取れる電話番号をご記入下さい

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 HASTOS事務局
e-mail : jimukyoku@hastos.jp ホームページ : <https://hastos.jp>

<本申込書の提出方法>

本申込書に記入の上、HASTOS事務局e-mail宛に添付送付願います。押印は不要です。

別紙

年間の送信件数予定が100件以上の送信先健診実施主体を記載してください。

HASTOSサービス利用・健診標準フォーマット使用申込書 (健診実施主体・代行機関)

申込年月日 YYYY 年 MM 月 DD

(申込先)
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構
HASTOS事務局 宛

(申込者)
住 所 〒XXXX-XXXX
ここに住所を記入して下さい
ここに住所(続き)を記入して下さい
法人名 ここに組織名を記入して下さい
ここに組織名(続き)を記入して下さい
代表者 ここに代表者名を記入して下さい

「HASTOSサービス利用規約」に同意し、以下のサービスの利用申込をいたします。

1. 利用サービス及び利用料金

利用するサービスの○記入欄に○をつけ、法人番号(13桁)、想定年間受領人数をご記入下さい。また、別紙に主な送信先健診実施主体を記載してください。

○ 記入欄	利用するサービス	法人番号(13桁)	想定 年間受領人数
どちらかに○	HASTOS実施主体向けサービス 及び健診標準フォーマット使用	13桁の法人番号を記入 して下さい	人数を記入して下さい
どちらかに○	健診標準フォーマット使用のみ		

2. 利用期間

利用開始希望日 YYYY 年 MM 月 DD 日 ～ 翌 3 月 3 1 日
以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。

3. ご連絡先

- (1) 部署 ここに部署名を記入して下さい
(2) 利用責任者名 利用責任者名を記入 (e-mail: XXXXX@example.com)
(3) 担当者名 担当者名を記入 (e-mail: YYYYY@example.com)
(4) 直通または携帯電話 XXX-XXXX-XXXX 連絡の取れる電話番号をご記入下さい

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 HASTOS事務局
e-mail : jimukyoku@hastos.jp ホームページ : <https://hastos.jp>

<本申込書の提出方法>

本申込書に記入の上、HASTOS事務局e-mail宛に添付送付願います。押印は不要です。

別紙

年間の受信件数予定が100件以上の送信元健診機関を記載してください。